

平成23年1月4日

所管 市長公室文化部・産業振興局観光部

<p>件 名</p>	<p>堺市文化観光拠点整備事業 整備方針（基本構想）の策定について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p><b>【経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成17年11月 堺市文化観光拠点建設検討懇話会設置 (設置目的：施設的设计に係る協議、施設の整備及び運営の手法 その他施設のあり方について、有識者から意見を聴取するために設置)</li> <li>○平成20年7月 整備方針（案）公表、パブリックコメントの実施</li> <li>○平成20年秋 経済情勢の悪化により事業着手に至らず。 以降、事業の実施時期を見極めながら事業内容を精査</li> <li>○平成22年2月 現下の経済情勢で事業参画が可能な条件等の把握のため、民間事業者への意見募集を実施 ⇒整備方針（案）に示した民間施設（宿泊・飲食・物販）について、市が求める機能をすべて満たした提案はなし。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <p>事業の早期着手と確実な推進に向けて、文化観光拠点の各施設のあり方や整備手法等について再構築する必要がある。</p>
<p>対応方針 今後の取組 (案)</p>	<p><b>【対応方針】</b></p> <p>現下の経済情勢や民間の投資意欲のほか、阪堺線沿線や中心市街地の活性化など本市のまちづくりの課題などを勘案し、これまでの文化観光拠点整備方針（案）の見直しを行い、文化観光拠点の基本的方向を示すものとして「堺市文化観光拠点整備事業 整備方針（基本構想）」を策定する。</p> <p>&lt;再構築のポイント&gt;</p> <p>①整備手法について</p> <p>確実な事業の推進と民間事業者の負担軽減のため、民間事業者が民間施設及び公共施設について一体で事業提案・開発する手法から、公共と民間それぞれの主体が事業を実施する手法に変更するとともに、公共施設を先行して整備に着手し、民間投資を誘導する。</p> <p>②民間施設の機能・内容について</p> <p>民間事業者の事業参画を容易にするため、民間事業者に求める施設の内容を見直し、来訪者へのサービス施設と位置づける。</p> <p>③公共施設の機能・内容について</p> <p>この地ゆかりの千利休、与謝野晶子をテーマとする2つの文化施設を中核的な施設と位置づける。</p> <p>「先人紹介・観光案内施設」のうち、先人紹介については独立した施設とせず、観光資源として、観光案内施設の中に位置づける。</p> <p>市内周遊の発着点としての機能を持たせるため、交通ターミナル機能をもった駐車場を整備する。</p> <p><b>■堺市文化観光拠点整備事業 整備方針（基本構想）（案）の概要</b></p> <p>1. 事業目的</p> <p>旧市街地の中心に位置する旧市立堺病院跡地において、堺の特色ある文化を振興し、観光集客に資するため、千利休屋敷跡に隣接し、また与謝野晶子生家跡に近接すると</p>

いう立地特性を活かした、千利休、与謝野晶子をテーマとする2つの文化施設、及び堺観光の玄関口としての観光案内施設や交通ターミナル機能などからなる「文化観光拠点」を形成する。

これらの施設を中核として、市域内の集客資源等を結ぶ堺観光ネットワークを構築し、市内周遊への誘導を図るとともに、阪堺線沿線や中心市街地の活性化と連携することによって、まちの賑わい創出と都市活力の向上に寄与する。

## 2. 事業の基本方針

### (1) 全体コンセプト

「主に中世から近代にかけての歴史や文化など多様な“堺らしさ”が集約・再生された、この地ゆかりの文化施設を中核とする都市魅力の創造・発信及び観光誘客につながる拠点」

### (2) 個別コンセプト

- ①堺の歴史文化に触れる文化的機能
- ②堺観光への導入・案内機能
- ③来訪者サービス機能

## 3. 施設の構成

### (1) 千利休・茶の湯関連施設

#### 【基本方針】

- 千利休屋敷跡に隣接するという特性を活かし、千利休の生涯を通じて茶の湯が大成された歴史的意義等を紹介・解説する施設とする。
- 千利休によって大成された「茶の湯」に触れることができる茶室や庭園を整備する等、来訪者が、千利休屋敷跡を背景に感じつつお茶を楽しむことができる施設とする。
- 堺市に点在する千利休や茶の湯関連の史跡等を周遊する起点となるよう、関連する観光資源についての情報を提供するとともに、国内外の観光客が茶道文化を楽しく学び、体験できる施設とする。
- 学校教育や市民活動等の様々な場での茶道体験にも活用できるとともに、お茶に関連する企画展示等も実施できる施設とする。

#### 【主な機能】

- 千利休や茶道が生まれた背景としての堺の歴史の解説、千利休の生涯や人間性と哲学等に関する展示・解説機能
- 茶器・茶道具等の展示と茶道の作法やその意味等に関する解説機能
- 来訪者が千利休屋敷跡の存在を背景に感じながら本格的な茶室で千利休の精神に触れられる場を提供する機能
- 座敷又は立礼でお茶を楽しむことができる機能（茶庭を含む）

### (2) 与謝野晶子顕彰施設

#### 【基本方針】

- 与謝野晶子顕彰のシンボルとして、市民から専門の研究者までが、晶子を楽しみ、学び、語り合うための拠点とし、かつ国内外に晶子に関する情報の受発信を行う施設とする。
- 堺のまちと晶子・鉄幹との関係性の中でより深く晶子を理解してもらうために、市内にある晶子・鉄幹ゆかりの地や晶子の歌碑などを結ぶネットワークの中心（コア）となる施設とする。
- 資料展示を中心とした晶子の生涯やその魅力を伝える展示により、晶子の生き方や作品に示された様々なメッセージを現代・未来の人々に広くアピールする施設とする。
- 晶子が残した実物資料や周辺資料等を収集・保存し、調査・研究を行うことで新たな晶子の魅力を発掘し、国内外に発信する施設とする。

### 【主な機能】

- 堺市が所蔵する資料を活用した与謝野晶子の文学的業績、晶子の生き方や考えを展示・解説する展示機能
- 愛好者や研究者が学び研究できる機能
- 講座やセミナーが開催できる機能
- 市民をはじめ全国の愛好者がイベントや展示、情報の受発信を通して交流ができる機能
- 全国の晶子研究機関、施設との連携を図り、その中心施設となるような機能

### (3) 観光案内施設

#### 【基本方針】

- 堺観光の起点として、国際化にも対応した堺観光に関する様々な情報を提供する施設とする。
- 堺の特産品の展示・販売、レンタサイクル、観光客を心地よく迎える休憩施設のほか、堺の伝統技術・文化に関する体験サービスを提供する施設とする。
- 文化観光拠点内の各施設をつなぎ、イベントでも活用できる観光・交流の多目的スペースとなる広場を整備する。

#### 【主な機能】

- 観光案内機能
- 特産品展示・販売機能
- レンタサイクル
- 来訪者のためのトイレ及び休憩スペース

### (4) 駐車場（交通ターミナル）機能

- 堺観光の玄関口として大型観光バスにも対応できる駐車場
- 市内周遊の発着点となる交通ターミナル

### (5) 来訪者サービス機能

- 文化施設の来館者、観光客等のニーズにあった飲食施設
- その他、事業の基本方針に適合したサービス機能

## 4. 事業化の基本的考え方

### (1) 各施設の整備・運営

#### ①公共施設（千利休・茶の湯関連施設・与謝野晶子顕彰施設・観光案内施設等）

- 各施設の整備については、有識者や学識経験者をはじめとする関係者等の意見を聞きながら施設整備を進める。
- 各施設の運営については、指定管理者など民間のノウハウを活用して運営する。

#### ②来訪者サービス機能

- 民間事業者が市からの借地により、自らの事業責任のもとに、事業の基本方針や周辺環境と調和した施設整備を行い、管理運営することとする。
- 市は、借地借家法第24条に基づく事業用定期借地権により、事業用地を民間事業者に貸し付ける。土地の売却はおこなわない。
- 事業用借地権の設定期間は10年以上50年未満（建物の建設工事及び撤去工事期間を含む）とする。

### (2) 施設整備の手法

- 文化観光拠点を構成する中核的な施設となる2つの文化施設、観光案内施設、駐車場（交通ターミナル）機能については、その他の構成施設に先行して整備に着手する。
- 来訪者サービス機能については、民間事業者の進出意向、来訪者動向、市域内の集客資源の状況などを総合的に勘案し、施設の規模や整備手法を決定したうえで、段階的に土地利用を進める。

5. スケジュール

平成22年度内 暫定駐車場の事業者募集・決定  
 基本計画（案）公表、パブリックコメントの実施  
 平成23年度 基本計画策定  
 公共施設に関する基本設計・実施設計（～平成24年度）  
 平成24年度 公共施設に関する実施設計  
 平成25年度 公共施設の建設  
 平成26年度 公共施設竣工・開設（秋頃）

	H22	H23	H24	H25	H26
基本計画の策定	⇔				
公共施設の設計		⇔			
公共施設の建設				⇔ ●開設	
民間施設の募集・選定			⇔		
民間施設の設計・建設				⇔ ○開設	
暫定駐車場		⇔	⇔		

効果の想定

- ・堺の誇る歴史文化を内外に発信し、多彩な文化交流を促進することで特色ある文化の振興に寄与できる。
- ・本施設を核とした市域内の集客資源を結ぶ観光ネットワークを構築することで、市内周遊への誘導が図られる。
- ・阪堺線沿線や中心市街地の活性化事業と連携し、まちの賑わいの創出と都市活力の向上に寄与できる。

関係局との政策連携

市長公室（世界文化遺産推進室）、建築都市局、建設局 ほか